

佐労発雇均 1106 第 2 号
平成 30 年 11 月 6 日

各団体の長 殿

佐賀労働局長



介護休業制度等の周知について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働行政の推進につきまして、多大なご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、家族の介護を理由として離職する人は年間約 10 万人を超えていると言われています。

政府としては、一億総活躍社会を実現するため、必要な介護サービスの確保を図るとともに、働く環境の改善や、家族への支援を行うことで、2020 年代初頭までに、介護離職者をなくすことを目指しています。

そのためには、介護中の労働者に対して、介護休業制度等の仕事と介護の両立を支援する制度を周知し、利用を促すことが重要です。

つきましては、下記のとおり資料及び広報用原稿例をお送りいたしますので、広報誌やホームページ等への記事掲載など周知・広報に御協力いただきますようお願い申し上げます。データが必要な場合はお送りいたしますのでご連絡ください。

なお、ご掲載いただきました記事につきましては、写しを佐賀労働局雇用環境・均等室あてお送り頂きますよう併せてお願いいたします。

記

- | | |
|---------------------------|-----|
| 1 介護保険制度について（40 歳になられた方へ） | 1 部 |
| 2 原稿記載例 | 1 部 |
| 3 働きながら介護をされている方へ | 1 部 |
| 4 男女雇用機会均等法 育児・介護休業法のあらまし | 1 部 |

佐賀労働局雇用環境・均等室

〒840-0801

佐賀市駅前中央 3-3-20 佐賀第 2 合同庁舎 3 階

TEL 0952-36-6205 FAX 0952-32-7159

担当：村上・増山

6 育児・介護のための深夜業の制限 <法第19条~第20条>

制度の内容	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者がその子を養育するため、又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者がその家族を介護するために請求した場合、事業主は午後10時から午前5時（深夜）において労働させてはならない	
対象労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者、要介護状態にある対象家族を介護する労働者 	<p><対象外となる労働者></p> <ul style="list-style-type: none"> ①日々雇用される労働者 ②入社1年未満の労働者 ③保育又は介護ができる、次のi~iiiに該当する16歳以上の同居の家族がいる労働者 <ul style="list-style-type: none"> i. 深夜に就労していないこと（深夜の就労日数が1か月につき3日以下の者を含む） ii. 負傷、疾病又は心身の障害により保育又は介護が困難でないこと iii. 産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間以内の者でないこと ④1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 ⑤所定労働時間の全部が深夜にある労働者
期間/回数	1回の請求につき、1か月以上6か月以内の期間 / 請求回数に制限なし	
手続	労働者は、開始日の1か月前までに書面等により事業主に請求	
例外	事業の正常な運営を妨げる場合は、事業主は請求を拒める	

7 育児・介護のための所定労働時間短縮の措置 <法第23条>

育児のための所定労働時間短縮の措置		介護のための所定労働時間短縮等の措置	
措置の内容	3歳に満たない子を養育する労働者に関して、1日の所定労働時間を原則として6時間とする短時間勤務制度を設けなければならない	措置の内容	要介護状態にある対象家族を介護する労働者に関して、所定労働時間短縮等の措置を講じなければならない
対象労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者（日々雇用及び1日の労働時間が6時間以下の労働者を除く） <p><労使協定の締結により対象外となる労働者></p> <ul style="list-style-type: none"> ①入社1年未満の労働者 ②1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 ③業務の性質・実施体制に照らして、短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる業務に従事する労働者（※対象外となる業務の範囲を具体的に定めることが必要です） 	対象労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者（日々雇用労働者を除く） <p><労使協定の締結により対象外となる労働者></p> <ul style="list-style-type: none"> ①入社1年未満の労働者 ②1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
代替措置	短時間勤務制度を講ずることが困難な労働者については、次のいずれかの措置を講じなければならない <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業に関する制度に準ずる措置 ・フレックスタイム制度 ・始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ ・事業所内保育施設の設定運営その他これに準ずる便宜の供与 	措置	次のいずれかの措置を講じなければならない <ul style="list-style-type: none"> ・所定労働時間を短縮する制度 ・フレックスタイム制度 ・始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ ・労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度
期間	子が3歳に達する日まで	期間/回数	対象家族1人につき、利用開始の日から連続する3年以上の期間 / 2回以上

